

第5期第16回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成22年2月1日(月)午前10時から12時15分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、池田委員、中西委員、岡澤委員、小山委員、西川委員、阪井委員、浅見委員、新木委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、加賀美委員、藤井委員、山田(哲)委員、原委員、松村委員、土屋委員、山田(か)委員、かとうぎ委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、保育課長、練馬総合福祉事務所長、環境政策課長、清掃管理課長、資源循環推進課長、総務課長 ほか
- 4 傍聴人 1人
- 5 議事および配布資料
 諮問事項
 - (1) 諮問第46号 資料1
 認可保育所に関する業務に係る電子計算組織の結合について(保育課)
 - (2) 諮問第47号 資料2
 生活保護に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(練馬総合福祉事務所)
 - (3) 諮問第48号 資料3
 環境活動団体の事務局の運営に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(環境政策課)
 - (4) 諮問第49号 資料4
 資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(清掃管理課)
 諮問第50号
 防鳥用ネット貸付に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(清掃管理課)
 諮問第51号
 粗大ごみ収集に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(清掃管理課)
 諮問第52号
 施設の管理・運営に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(清掃管理課)
 - (5) 諮問第53号 資料5
 ごみ収集に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(清掃管理課・練馬清掃事務所・石神井清掃事務所)
 諮問第54号
 資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(清掃管理課・資源循環推進課・練馬清掃事務所・石神井清掃事務所)
 諮問第55号
 防鳥用ネット貸付に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(清掃管理課・練馬清掃事務所・石神井清掃事務所)
 諮問第56号
 ごみ収集に関する業務に係る電子計算組織の結合について(清掃管理課・練馬清掃事務所・石神井清掃事務所)
 諮問第57号

資源回収事業に関する業務に係る電子計算組織の結合について(清掃管理課・資源循環推進課・練馬清掃事務所・石神井清掃事務所)

諮問第 58 号

防鳥用ネット貸付に関する業務に係る電子計算組織の結合について(清掃管理課・練馬清掃事務所・石神井清掃事務所)

(6) 諮問第 59 号 資料 6

資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(資源循環推進課)
諮問第 60 号

資源回収事業に関する業務に係る電子計算組織の結合について(資源循環推進課)

報告事項

外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について(総務課) 資料 7

その他

6 案件内容および質疑応答要旨

は審議会委員の発言、 は所管課および事務局の発言を示す。

< 諮問第 46 号 >

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)へ災害共済給付金の申請を行うため、センターのホームページから申請に必要な個人情報を送信する。申請を行う際は、取り扱い者を限定し、ID・パスワードを利用し、不正に取り扱いがされないよう措置を行う。

区立小中学校での導入よりも 1 年以上遅れたのはなぜか。また、すでに導入されている小中学校では問題が起きていないか。

適正な取扱いができるための内部調整に時間がかかってしまった。また、小中学校については、問題は起きていない。事務処理の迅速化が実現し、保護者からは好評を博している。

< 諮問第 47 号 >

生活保護受給世帯の小・中・高校年代の子どもに対し、経済的・精神的な自立支援を行っていくために、練馬総合福祉事務所に相談支援員を配置し、支援を行っていく。なお、本委託はモデル実施であり、今後は他の 3 総合福祉事務所にも相談支援員を配置し、モデル事業で得られた改善点を含めて充実した施策を行っていく。

学校においてもスクールカウンセラーの配置などで支援を行ってきているが、それとの兼ね合いはどうなるのか。

学校とも連携して充実した支援を目指していく。福祉事務所では、生活保護受給世帯の生活状況を把握しているので、学校を含めた関係機関の支援へ適正につないでいくという役割も担っている。

< 諮問第 48 号 >

練馬区地球温暖化対策地域推進計画の目標達成のため、任意団体である練馬区地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設立する。については、本会議の運営を外部委託する。

委託先の決定した理由は何か。

地域協議会の公益性と区民・事業者等が運営に加わることができる柔軟な事業展開が必

要であることを配慮した結果である。

地域協議会の設立当初は区が支援を行っていくとのことだが、区としては今後どのように関わっていくのか。

区は会員としての立場もあるため、今後も地域協議会へは関わっていくことになるが、将来的には任意団体として徐々に自立した運営がなされるようにしていく。

< 諮問第 49～52 号 >

容器包装プラスチックおよび粗大ごみの収集業務等ならびに練馬区資源循環推進センター運営業務を外部委託する。

粗大ごみ手数料の減免の有無を委託先が把握する必要があるのか。収集するだけなら不要ではないのか。

手数料の過不足がないかどうかは、収集現場で確認する必要があるため、予め委託先が把握している必要がある。なお、この情報は収集する際に確認するもので、収集以外に利用することはない。

< 諮問第 53～58 号 >

地図情報システムの充実を図るため、東京都環境整備公社のシステムサーバを利用し、サーバでの個人情報の管理および電算結合を行う。なお、情報の更新は区職員の端末からしか行うことができない。

< 諮問第 59 号および第 60 号 >

集団回収支援業務の効率化を図るため、東京都環境整備公社のサーバを利用し、集団回収システムの改修および個人情報の管理を委託する。また、電算結合も行う。

< 報告事項 >

平成 23 年 7 月の地上デジタル放送移行によるアナログ放送終了に伴い、区立施設が原因となっている電波障害対策が終了する。ついては、対象世帯の地上デジタル放送への移行がスムーズに進むよう、ダイレクトメールによる周知と専用ダイヤルによる相談窓口を外部委託する。

7 発言内容

- (会長) ただいまから、第 5 期第 16 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。本日は、諮問が 15 件ありますが、関連する案件はまとめて説明いただいた上で、審議することにいたします。それでははじめに、諮問第 46 号の説明をお願いします。
- (保育課長) — 認可保育所に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 1 に基づき説明 —
- (会長) ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 区立小中学校の導入から遅れた理由は何ですか。
- (保育課長) 区立小中学校は、件数の多さから早急に行う必要がありました。区立保育園につきましては、内部調整で時間がかかってしまったため、開始が遅れてしまいました。
- (委員) すでに導入されている区立小中学校では、何か問題が起きていることはありませんか。

- (保育課長) 特にありません。保護者からも好評を博しています。
- (委員) 年間件数はどれくらいですか。
- (保育課長) 現在、区立保育園が 60 園ありますが、年間約 600 件の怪我等の事故があります。そのうち約 200 件の給付があり、給付回数が複数回にわたるものを含めると、給付の総件数としましては、約 400 件です。
- (委員) 区立保育園 60 園にパソコンが配備され、この事務を個々で行うということですか。
- (保育課長) 各園の規模に応じて 3～5、6 台程度のパソコンが配備されていますが、本件につきましては各園から必要な書類を保育課に提出してもらい、保育課の担当職員が処理します。
- (委員) 今後は各園での処理になることは考えていますか。それとも、引き続き保育課が取りまとめて処理をしていくということなのでしょうか。
- (保育課長) 今のところ各園での処理は考えていません。調定処理もありますので、保育課での一括処理が効率的であると考えます。
- (委員) 保護者への周知はどのように行っていますか。
- (保育課長) 毎年配布する手引きへの記載や、各園を通じて直接保護者に話をするなどしています。
- (会長) ほかの委員の方からはありますでしょうか。なければ、本案件につきましては、原案どおり承認いたします。
- (会長) つづきまして、つぎの諮問案件に参ります。諮問第 47 号の説明をお願いします。
- (練馬総合福祉事務所長) — 生活保護に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 2 に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (会長) 委託先は未定ということですが、相談支援員にはどのような人がなるのでしょうか。実績・経験のあるところとのことですが例えば、心理学の素養のある人や学校の OBなどを考えているのでしょうか。
- (練馬総合福祉事務所長) ご指摘のとおり、心理学に関して知識のある方や、実務を積んでいる方を相談支援員として配置する予定です。
- (会長) わかりました。委託先を選定するに当たっては、信用できるところにしたいと思います。
- (委員) 区立中学校では、再任用という形で相談担当員のような方が配置されているのでしょうか。
- (練馬総合福祉事務所長) 区では、区立小中学校すべてにスクールカウンセラーなどを配置しています。
- (委員) 今のご説明のとおり、不登校等の子どもに対しては、スクールカウンセラーの配置ということで対応されているのですね。本業務は主

に経済的要因からの不登校等について支援するということでしょうか。

(練馬総合福祉事務所長) ご指摘のとおり、総合福祉事務所としましては、生活保護からの脱却が主な目的として支援していくものです。学校でも別途対応していますが、これとは別の支援と考えていただければと思います。

(委員) わかりました。学校での支援と同様にしっかりやっていただければと思います。

(練馬総合福祉事務所長) 支援ももちろんですが、働きかけも重要であると考えます。学校は別途対応していますが、我々としましては相談機関へつなぎ、適切な支援ができるようにすることを主眼に置いています。

(会長) 本事業は生活保護受給世帯に限っていますが、生活保護受給世帯以外の子どもは、学校での支援になるのでしょうか。それとも、ほかに手当があるのでしょうか。

(練馬総合福祉事務所長) 基本的には区立小中学校に配置されたスクールカウンセラーなどでの対応になります。また、教育相談は総合教育センターの教育相談室で支援しています。しかし、これらの対応は保護者等から声の上があった場合に行えるものですので、生活保護受給世帯のように声の上がりにくい子どもについては、状況を正確に把握して適切に関係機関の支援が得られるようにする必要があります。総合福祉事務所ではそのような状況を把握できていますので、相談支援員を配置することによって、適切な支援が可能となります。

(会長) ありがとうございます。ほかにありますか。

(委員) 委託先はどのような経験を持ったところを想定していますか。

(練馬総合福祉事務所長) 対象が生活保護受給世帯ですから、経済面では最低限度の保障がされているということが前提になります。生活保護は主に親を中心とした支援になっていますので、本業務は不登校等の子どもへの支援をしていくということです。ですので、それらの相談支援の実績・経験があるところに委託を考えています。

(委員) 区立小中学校での支援との違いは何ですか。

(練馬総合福祉事務所長) 区立小中学校での支援は教育委員会が一体となって支援に取り組んでいますので、それが基本となります。関係機関とのつなぎの役割として相談支援員を配置します。また、義務教育と異なる高校年代についての支援については、別途提案をするようなことはありうると思います。

(委員) 委託先として検討している特定非営利法人は規模が様々であり、個々に保護規程等を定めていると思いますが、区としては個人情報保護についてどのように確認していきますか。

(練馬総合福祉事務所長) プロポーザルで、個人情報保護についての規程や考えを提案させて、選定する際の評価項目とします。

(委員) 本事業の対象者数と、相談支援員の人数は何人ですか。

- (練馬総合福祉事務所長) 福祉事務所で支援が必要と見ているのは、小中高合わせて 90 人ほどいます。平成 22 年度は小学 6 年生と中学 3 年生を重点的に支援していくので、20 数人を想定しています。また、相談支援員は週 2 日ないし週 3 日の勤務で、2 人を想定しています。業務委託のため、何人とするかは事業者の提案を見た上での判断になります。
- (委員) 相談支援員が従事する場所はどこになりますか。
- (練馬総合福祉事務所長) 平成 22 年度につきましては、練馬総合福祉事務所内です。ただし、対象者の範囲は区内全域になります。
- (委員) 先ほどの説明の中で、働きかけをしないと相談コーナーへつながらないという現状がありましたが、この点をもう少し具体的に説明していただけますか。
- (練馬総合福祉事務所長) 不登校児の中には、1 人親をはじめ、精神疾患等で時間・精神的な余裕が無く、情報が無いなどの課題があるという現状があります。
- (委員) 国の補助があるとのことですが、予算はどれくらいになりますか。また、ほかの自治体での実績はどうでしょうか。
- (練馬総合福祉事務所長) 1,000 万弱の事業規模であり、その中に委託費が含まれています。ほかの自治体では西東京市が実施しています。
- (委員) 委託先は社会福祉法人ですか、それとも NPO 法人ですか。各々基礎財産が異なるため、生活保護に関する個人情報を扱わせる本業務の委託先として候補に挙げるのはいかがなものでしょうか。また、資料に記載されている「等」とは何を指していますか。
- (練馬総合福祉事務所長) 資料の記載は、国の指針に沿った内容にしました。また、「等」は、社会福祉法人を指します。
- (委員) 国のガイドラインに入っているのであれば理解できます。しかし、NPO 法人は生活保護の宿舎で問題があったこともあるので、その点は慎重に吟味して進めてください。
- (練馬総合福祉事務所長) 委員のご指摘は十分認識して進めます。また、スーパーバイザー等の意見を踏まえ、委託先だけで支援を進めていくことのないようにしていきます。
- (委員) 本事業の成功を祈っています。支援のうち、学力向上とは具体的にどのように行っていくのですか。
- (練馬総合福祉事務所長) 学習塾の受講料は、平成 20 年度から都の制度を利用しまして、年間で小学 1 年生から中学 2 年生までは 10 万円、中学 3 年生は 15 万円までの補助があります。また、学業の遅れへの対応は、補習などを案内しています。本事業でも、相談支援員の人的対応を基に、支援体制を試行錯誤していきたいです。それから高校年代もきちんと対応していかないと、自立・就職に結びつきにくいので、充実した対応をしていきたいです。
- (委員) わかりました。未来ある子ども達が生き生きと育っていけるように、支援を今後も進めてほしいと思います。

- (委員) 本事業が必要な状況になったということには驚いています。学習の遅れは放課後や早朝での補習で対応してきました。塾の費用まで出してくれているということは大変ありがたいことです。福祉事務所と学校が離れた関係にならず、相互に入り込んで対応をしていくことが大切です。
- (練馬総合福祉事務所長) 学校は学校として学力向上について取り組んでおられますが、福祉事務所として、どのように関わっていくかということから立ち上げた事業です。相談支援員を配置すること自体が、全く別のことをやるということではありません。関係機関との結びつきが大事であると考えますので、方向性が異なることがないように、スーパーバイザー等の意見も参考に進めていきます。
- (委員) わかりました。学校等の関係機関との連携にも留意して進めていってもらえればと思います。
- (会長) 本事業は重要な役割があると思います。成功してほしいです。それでは原案どおり承認いたします。
- (会長) つぎの諮問案件に参ります。諮問第48号の説明をお願いします。
- (環境政策課長) — 環境活動団体の事務局の運営に関する業務に係る個人情報処理業務の委託について 資料3に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございました。それでは、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 委託先である練馬区都市整備公社は自転車等のノウハウがある団体ですが、最近は清掃分野にも委託範囲が広がっています。あまり肥大化するのは良くないと思いますが、なぜここへ委託することになったのでしょうか。
- (環境政策課長) 理由は2点あります。行政の枠に縛られずに民間活力を導入できる点と、公益性を有している点です。これらの要件を備えている団体が区内ではほかになかったため、練馬区都市整備公社に委託することとなりました。
- (委員) 協議会の会費の扱いはどうなりますか。それと、仕様書では事務局を置くとなっておりますが、場所はどこになりますか。
- (環境政策課長) 会費を徴収する予定はありません。しかし、今後の運営次第では会費の徴収もありうると思います。それと、協議会の場所は練馬区都市整備公社内になります。
- (委員) 契約期間が1年となっておりますが、契約が終了して継続する場合は、また新たに諮問をするということになりますか。また、報償費とは何を指していますか。
- (環境政策課長) 契約期間は1年となっておりますが、今後も本事業は継続していく予定です。報償費は会員の交通費等のことです。
- (委員) 財源はどこになりますか。
- (環境政策課長) 財源は区の予算になります。

- (委員) 内容説明で、任意団体であるけれども区が当初はサポートするとありましたが、今後は区が関与しないものとなるのですか。区が今後も全面的にバックアップするのか、それとも、将来は会費を徴収するなどして、区が関与しない形での運営ということになるのですか。
- (環境政策課長) 協議会発足当初は区が呼びかけや、運営の費用面を含めた支援を行っていく必要があります。しかし、将来的には任意団体を目指すということですので、会議体としての自立的な運営をしていくこととなります。
- (委員) 委託費はいくらですか。資料6ページの短期目標についての責任の所在はどうなりますか。区ですか、それとも協議会ですか。
- (環境政策課長) 委託費は約1,600万円です。2点目ですが、目標値の設定は区が行うものですので、計画に対する責任は区になります。
- (委員) 将来的には任意団体を目指すとのことですが、そうなりますと、今後は当初の区との関係が解消されるということになるのでしょうか。
- (環境政策課長) 本協議会は区の呼びかけによるもので、会員としての立場もありますから今後も深く関わっていきます。そのため、区も事業の企画・立案に加わり、必要な支援も行っていきます。しかし、将来的には任意団体として徐々に自立した運営がなされるようになればと思います。
- (委員) 資料の記載で、取り扱う個人情報「等」とありますが、これは何を指していますか。
- (環境政策課長) メールアドレス等の連絡先です。
- (委員) 明記してもらえると分かりやすくなり良いと思います。
- (環境政策課長) 今後は明記して分かりやすくしていこうと思います。
- (会長) ほかにありますか。それでは原案どおり承認いたします。
- (会長) つづきまして、つぎの諮問案件に参ります。諮問第49号から第52号の説明をお願いします。
- (清掃管理課長) — 資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料4に基づき説明 —
— 防鳥用ネット貸付に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料4に基づき説明 —
— 粗大ごみ収集に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料4に基づき説明 —
— 施設の管理・運営に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料4に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。それでは、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 各申請先は区になりますか、それとも委託先ですか。

- (清掃管理課長) 申請先は区になります。
- (委員) 申請先が区ということになりますと、練馬区都市整備公社へは個人情報渡さなくても、業務を行ってもらうことができるのではないですか。
- (清掃管理課長) 取り残し等の対応のため、集積場所の申請者の連絡先等が必要になります。申請者や管理者の変更、匿名での連絡が来たときにも、これらの情報が必要になります。このように限定した場合に利用しますので、日ごろから画面を開いて見るようなことはありません。ちなみに防鳥ネットに関しては、紛失・破損・新規申請の連絡が集積所のものより比較的多いです。
- (委員) 粗大の減免の有無を委託先が分かる必要があるのですか。
- (清掃管理課長) 粗大ごみの手数料の過不足がないかどうかの確認が必要なので、予め承知しておく必要があります。
- (委員) 減免額はどれくらいになるのでしょうか。
- (清掃管理課長) 原則としては一律の減額になりますが、火災によって発生したごみのように特別なものもあります。
- (委員) 練馬区資源循環推進センターで収集した見学者の個人情報はどのように取扱いますか。
- (清掃管理課長) 見学者の個人情報は保管するようなことはありませんが、施設利用者の個人情報は一定期間保管します。
- (委員) 粗大ごみ申請者の個人情報はどれくらい保管しますか。また、これに関する記載は仕様書にはありますか。
- (清掃管理課長) 粗大ごみ申請者の個人情報については1ヶ月間保管し、料金不足等があったときの対応に利用します。1ヶ月を過ぎたものに関しては削除します。なお、個人情報の収集に関しては東京都環境整備公社になるので、資料5に記載があります。
- (委員) 個人情報の削除は自動的に行われますか。
- (清掃管理課長) 自動削除されて、それ以降は見られなくなります。
- (委員) 出された粗大ごみは区の所有権になりますか。リサイクルに利用することに関して問題はありますか。
- (清掃管理課長) 粗大ごみを出した時点で所有権はなくなります。しかし、リサイクルに利用する点については承諾をもらいます。もし、リサイクルするのに問題がある場合は、その旨を連絡していただき、適正に処分します。
- (委員) 粗大ごみ再使用の業務を中心として行うのは、今後はリサイクルセンターではなく、練馬区資源循環推進センターになるのですか。
- (清掃管理課長) 練馬区資源循環推進センターでも粗大ごみ再使用のための修理等をして、その提供も行いますが、日常的にそれらの業務を行っていくのはリサイクルセンターになります。リサイクルセンターは区内にバランスよく配置されていますので、区民サービスの上ではち

- らが適しています。
- (委員) 日常的な粗大ごみの再使用に関する業務はリサイクルセンターで、イベント等は練馬区資源循環推進センターが中心となっていくのですか。
- (清掃管理課長) 各リサイクルセンターに粗大ごみを提供する部分は練馬区資源循環推進センターが中心となっていく。
- (委員) 23区ではほかに同様の形態で業務を行っているところがありますか。
- (清掃管理課長) 資源については各区の対応であり、大方は民間で行っています。粗大ごみも民間で行っているところもあります。ちなみに、区は粗大ごみについて、過去に試験的に一部の業務を委託したことがありますが、本件のように全般的に委託するのは、初めての試みです。
- (委員) 粗大ごみについて全般的に委託している区はほかにありますか。
- (清掃管理課長) 現在、足立区と豊島区が行っています。
- (委員) それぞれの業務は区の責任の下で行われるものであるという理解でよろしいですか。
- (清掃管理課長) はい、そうです。
- (会長) それでは原案どおり承認いたします。つづきまして、つぎの諮問案件に参ります。諮問第53号から第58号の説明をお願いします。
- (清掃管理課長) — ごみ収集に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料5に基づき説明 —
- 資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料5に基づき説明 —
- 防鳥用ネット貸付に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料5に基づき説明 —
- ごみ収集に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料5に基づき説明 —
- 資源回収事業に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料5に基づき説明 —
- 防鳥用ネット貸付に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料5に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。それでは、ご意見ご質問があればお願いします。
- (会長) なければ、本件は原案どおり承認いたします。つづいての案件に参ります。諮問第59号および第60号の説明をお願いします。
- (資源循環推進課長) — 資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料6に基づき説明 —
- 資源回収事業に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料6に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。それでは、ご意見ご質問があればお願い

- します。
- (会長) なければ、本件は原案どおり承認いたします。最後に報告事項に参りますので、説明をお願いします。
- (総務課長) — 外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料7に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (会長) それでは、第5期審議会を終わりにします。ご協力ありがとうございました。

認可保育所に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(条例第 17 条関係)

1 事務事業名	認可保育所に関する業務
2 所管課名	健康福祉事業本部 児童青少年部 保育課
3 実施予定年月	平成 22 年 4 月
4 事業目的	<p>区は独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)と災害共済給付契約を締結し、区立保育園管理下での園児の災害について必要な給付を行っている。</p> <p>センターは平成 19 年から「災害共済給付オンライン請求システム」(以下「システム」という。)を導入し、請求事務および給付事務については、電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととした。従来 of 紙による処理を続けることは、保護者への支給が遅延することとなる。よって、センターのシステムと電算結合を行う。</p>
5 現行処理および提供方法	請求書、災害報告書、医療等の状況をセンターに郵送または持参し、災害共済給付金を受けている。
6 送受信する項目	園児の氏名、生年月日、性別、保育園名、学年、組、傷病名、負傷部位、災害発生場所、診療開始日、療養点数、診療日数、保護者氏名、給付金請求額・支払額等
7 結合先	独立行政法人日本スポーツ振興センター
8 個人情報の保護	<p>【区側】</p> <p>「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。</p> <p>情報の送受信が可能な小型電算機を指定する。</p> <p>業務を行う職員を指定し、職員の個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>コンピュータウィルス対策として、常に新しいウィルス対策ソフトに更新する。</p> <p>【結合先側】</p> <p>「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。</p> <p>回線上のデータは「暗号化処理 (SSL 処理)」されている。</p> <p>センター職員に個人の ID 番号を定め、すべての操作履歴に関し情報管理を行う。</p>
9 添付資料	・ 災害共済給付オンライン請求システム概略図

省略	<ul style="list-style-type: none">・ システム結合図・ 災害共済給付オンライン請求システムの導入について（通知）・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（抜粋）・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター概要・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが保有する個人情報管理規則
----	---

生活保護に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件名	生活保護受給世帯に対する子どもの健全育成支援事業における相談支援等業務委託
2 委託内容等	小・中・高校年代の子どものいる生活保護受給世帯のうち、就学・登校等の支援を必要とするものを対象として、委託により総合福祉事務所に配置した支援員が相談支援業務を行う。支援員は、専門家の助言の下、地区担当員や査察指導員と協議しながら面接相談・家庭訪問等の業務を行う。
3 委託先	相談支援業務の実績のある特定非営利活動法人等
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
5 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 練馬総合福祉事務所
6 個人情報の保護	練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。 「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。
7 取り扱う個人情報	支援対象被保護世帯の世帯主および世帯員の氏名、住所、生年月日、性別、世帯主との続柄、職業、電話番号等
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給世帯に対する「子どもの健全育成支援事業」の概要 ・事業イメージ図 ・基本仕様書（案） ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項

環境活動団体の事務局の運営に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件名	練馬区地球温暖化対策地域協議会事務局運営業務委託
2 委託内容	<p>練馬区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、区民、事業者、関係機関および区の連携協力の下で日常生活に係る温室効果ガス排出の抑制を図るために必要となるべき措置について協議し、具体的な対策を企画・実施するため、「練馬区地球温暖化対策地域協議会」(以下「地域協議会」という。)を平成 22 年度に設立する。</p> <p>地域協議会の活動が公益性をもちつつ、区民・事業者等による柔軟な事業の展開が行われるよう、地域協議会の事務局運営業務を財団法人練馬区都市整備公社に委託する。</p> <p>〔主な事務局業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務 ・会議の運営 ・会員管理業務 ・契約・経理事務 ・地域協議会事業の実施
3 委託先	財団法人練馬区都市整備公社
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
5 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 環境政策課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	会員および事業参加希望者の氏名・住所・電話番号、会員の所属団体名、報償費振込先等
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区地球温暖化対策地域協議会の概要 ・練馬区地球温暖化対策地域協議会事務局運営業務について ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画の概要 ・練馬区地球温暖化対策地域協議会事務局運営業務仕様書(案) ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・財団法人練馬区都市整備公社について

資料 4

資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

（条例第 13 条関係）

1 件 名	容器包装プラスチック回収に関する業務委託
2 委託内容	区が指定した、曜日・地域で容器包装プラスチックの回収を行い、所定の搬入場所へ搬入する。また、分別のための普及啓発活動等を実施するとともに、集積所の排出状況等を区に報告する。
3 委託先	財団法人 練馬区都市整備公社
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
5 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	集積所設置者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・業務イメージ図（容器包装プラスチック回収業務） ・仕様書（案） ・仕様細目（案） ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・財団法人練馬区都市整備公社について ・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護方針 ・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護規程

防鳥用ネット貸付に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件 名	防鳥用ネット貸付に関する業務委託
2 委託内容	カラス対策としての防鳥用ネットの貸付を行う。
3 委託先	財団法人 練馬区都市整備公社
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日
5 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	集積所設置者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・業務イメージ図 (容器包装プラスチック回収業務) ・仕様書 (案) ・仕様細目 (案) ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・財団法人練馬区都市整備公社について ・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護方針 ・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護規程

粗大ごみ収集に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件 名	粗大ごみ収集に関する業務委託
2 委託内容	区民から申請された粗大ごみを収集し、区が指定する場所へ搬入する。
3 委託先	財団法人 練馬区都市整備公社
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日
5 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	申請者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、減免状況
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・業務イメージ図（粗大ごみ収集業務） ・仕様書（案） ・仕様細目（案） ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・財団法人練馬区都市整備公社について ・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護方針 ・財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護規程

施設の管理・運営に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件 名	(仮称) 練馬区資源循環推進センター管理および事業運営等委託
2 委託内容	(仮称) 練馬区資源循環推進センター (以下「センター」という。) の施設管理を行う。また、センターで区民等からの資源等の持ち込み受け入れ・一時保管を行い、資源循環推進事業に関する普及・啓発事業を行う。
3 委託先	財団法人 練馬区都市整備公社
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日
5 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課
6 個人情報の保護	練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。 「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。
7 取り扱う個人情報	施設利用者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 練馬区資源循環推進センターについて ・ 仕様書 (案) ・ 仕様細目 (案) ・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・ 財団法人練馬区都市整備公社について ・ 財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護方針 ・ 財団法人練馬区都市整備公社個人情報保護規程

ごみ収集に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件 名	集積所管理システムの保守管理委託
2 委託内容	<p>現在、集積所情報は練馬・石神井両清掃事務所が管轄ごとにパソコン上の地図システムを利用して管理しているため、各所管課で情報共有が充分に行われていない状況にある。そこで、集積所の地図情報をサーバで一元管理し、各所管課で適切な情報共有を図ることにより、区民等から集積所の問い合わせがあった際に、各所管課で練馬区全域についての対応を迅速に行うことができるようにする。</p> <p>なお、実施にあたっては、区が利用している粗大ごみ受付収集システムを有する財団法人東京都環境整備公社が、すでに開発している集積所管理システムを導入することで、低コストでセキュリティの高い運用が図られる。</p>
3 委託先	財団法人 東京都環境整備公社
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日～
5 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 練馬清掃事務所 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 石神井清掃事務所
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	集積所設置者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・業務イメージ図（ごみ・資源収集） ・粗大ごみ受付収集システム機器の運用に関わる特記事項 ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに
	省略

	<p>関する特記事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公社概要・ プライバシーポリシー（個人情報保護方針）
--	--

資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件 名	集積所管理システムの保守管理委託
2 委託内容	<p>現在、集積所情報は練馬・石神井両清掃事務所が管轄ごとにパソコン上の地図システムを利用して管理しているため、各所管課で情報共有が充分に行われていない状況にある。そこで、集積所の地図情報をサーバで一元管理し、各所管課で適切な情報共有を図ることにより、区民等から集積所の問い合わせがあった際に、各所管課で練馬区全域についての対応を迅速に行うことができるようにする。</p> <p>なお、実施にあたっては、区が利用している粗大ごみ受付収集システムを有する財団法人東京都環境整備公社が、すでに開発している集積所管理システムを導入することで、低コストでセキュリティの高い運用が図られる。</p>
3 委託先	財団法人 東京都環境整備公社
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日～
5 所管課名	<p>環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課</p> <p>環境まちづくり事業本部 環境清掃部 資源循環推進課</p> <p>環境まちづくり事業本部 環境清掃部 練馬清掃事務所</p> <p>環境まちづくり事業本部 環境清掃部 石神井清掃事務所</p>
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	集積所設置者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・業務イメージ図（容器包装プラスチック回収業務） ・粗大ごみ受付収集システム機器の運用に関わる特記事項 ・個人情報の保護および管理に関する特記事項

	<ul style="list-style-type: none">・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項・ 会社概要・ プライバシーポリシー（個人情報保護方針）
--	--

防鳥用ネット貸付に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件 名	集積所管理システムの保守管理委託
2 委託内容	<p>現在、集積所情報は練馬・石神井両清掃事務所が管轄ごとにパソコン上の地図システムを利用して管理しているため、各所管課で情報共有が充分に行われていない状況にある。そこで、集積所の地図情報をサーバで一元管理し、各所管課で適切な情報共有を図ることにより、区民等から集積所の問い合わせがあった際に、各所管課で練馬区全域についての対応を迅速に行うことができるようにする。</p> <p>なお、実施にあたっては、区が利用している粗大ごみ受付収集システムを有する財団法人東京都環境整備公社が、すでに開発している集積所管理システムを導入することで、低コストでセキュリティの高い運用が図られる。</p>
3 委託先	財団法人 東京都環境整備公社
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日～
5 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 練馬清掃事務所 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 石神井清掃事務所
6 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
7 取り扱う個人情報	集積所設置者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・業務イメージ図（ごみ・資源収集） ・業務イメージ図（容器包装プラスチック回収業務） ・粗大ごみ受付収集システム機器の運用に関わる特記事項 ・個人情報の保護および管理に関する特記事項
	省略

	<ul style="list-style-type: none">・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項・ 公社概要・ プライバシーポリシー（個人情報保護方針）
--	--

ごみ収集に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(条例第 17 条関係)

1 事務事業名	ごみ収集に関する業務
2 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 練馬清掃事務所 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 石神井清掃事務所
3 実施予定年月	平成 22 年 4 月
4 事業目的	<p>現在、集積所情報は練馬・石神井両清掃事務所が管轄ごとにパソコン上の地図システムを利用して管理しているため、各所管課で情報共有が充分に行われていない状況にある。そこで、集積所の地図情報をサーバで一元管理し、各所管課で適切な情報共有を図ることにより、区民等から集積所の問い合わせがあった際に、各所管課で練馬区全域についての対応を迅速に行うことができるようにする。</p> <p>なお、実施にあたっては、区が利用している粗大ごみ受付収集システムを有する財団法人東京都環境整備公社（以下「都公社」という。）が、すでに開発している集積所管理システムを導入し、都公社との電算結合を行う。</p>
5 現行処理および結合後の処理	<p>(1) 現行処理</p> <p>両清掃事務所ごとに設置されたスタンドアローンのパソコンで処理している。</p> <p>(2) 結合後の処理</p> <p>集積所情報は、指定端末を利用し、都公社のサーバと接続して集積所管理システムにより、各種処理を行う。</p>
6 送受信する項目	集積所設置者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
7 結合先	財団法人 東京都環境整備公社
8 個人情報の保護	<p>練馬区情報セキュリティポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。</p> <p>【区側】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・指定端末のみで入力等の作業を行う。 ・指定端末の利用は職員のみとし、パスワードを用いて管理する。 <p>【結合先側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都公社の保有するプライバシーポリシー（個人情報保護方針）と ISO27001 の要求事項に基づき、保護措置を講ずる。 ・個人情報データの送受信は専用線 LAN 相当の閉域システムによりセキュリティを確保する。 ・個人情報は、認証サーバにより、区と指定端末からのアクセスのみを許可する。 ・ID、パスワードにより端末利用者を管理する。 ・ウィルス対策ファイルを常に最新の状態となるよう、システム上管理する。
<p>9 添付資料</p> <p style="text-align: right;">省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務イメージ図（ごみ・資源収集） ・システム結合図

資源回収事業に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(条例第 17 条関係)

1 事務事業名	資源回収事業に関する業務
2 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 資源循環推進課 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 練馬清掃事務所 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 石神井清掃事務所
3 実施予定年月	平成 22 年 4 月
4 事業目的	<p>現在、集積所情報は練馬・石神井両清掃事務所が管轄ごとにパソコン上の地図システムを利用して管理しているため、各所管課で情報共有が充分に行われていない状況にある。そこで、集積所の地図情報をサーバで一元管理し、各所管課で適切な情報共有を図ることにより、区民等から集積所の問い合わせがあった際に、各所管課で練馬区全域についての対応を迅速に行うことができるようにする。</p> <p>なお、実施にあたっては、区が利用している粗大ごみ受付収集システムを有する財団法人東京都環境整備公社（以下「都公社」という。）が、すでに開発している集積所管理システムを導入し、都公社との電算結合を行う。</p>
5 現行処理および結合後の処理	<p>(1) 現行処理</p> <p>両清掃事務所ごとに設置されたスタンドアローンのパソコンで処理している。</p> <p>(2) 結合後の処理</p> <p>集積所情報は、指定端末を利用し、都公社のサーバと接続して集積所管理システムにより、各種処理を行う。</p>
5 送受信する項目	集積所設置者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
6 結合先	財団法人 東京都環境整備公社
7 個人情報の保護	練馬区情報セキュリティポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。

	<p>【区側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定端末のみで入力等の作業を行う。 ・指定端末の利用は職員のみとし、パスワードを用いて管理する。 <p>【結合先側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都公社の保有するプライバシーポリシー（個人情報保護方針）と ISO27001 の要求事項に基づき、保護措置を講ずる。 ・個人情報データの送受信は専用線 LAN 相当の閉域システムによりセキュリティを確保する。 ・個人情報は、認証サーバにより、区と指定端末からのアクセスのみを許可する。 ・ID、パスワードにより端末利用者を管理する。 ・ウィルス対策ファイルを常に最新の状態となるよう、システム上管理する。
<p>8 添付資料 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務イメージ図（容器包装プラスチック回収業務） ・システム結合図

防鳥用ネット貸付に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(条例第 17 条関係)

1 事務事業名	防鳥用ネット貸付に関する業務
2 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 清掃管理課 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 練馬清掃事務所 環境まちづくり事業本部 環境清掃部 石神井清掃事務所
3 実施予定年月	平成 22 年 4 月
4 事業目的	<p>現在、集積所情報は練馬・石神井両清掃事務所が管轄ごとにパソコン上の地図システムを利用して管理しているため、各所管課で情報共有が充分に行われていない状況にある。そこで、集積所の地図情報をサーバで一元管理し、各所管課で適切な情報共有を図ることにより、区民等から集積所の問い合わせがあった際に、各所管課で練馬区全域についての対応を迅速に行うことができるようにする。</p> <p>なお、実施にあたっては、区が利用している粗大ごみ受付収集システムを有する財団法人東京都環境整備公社（以下「都公社」という。）が、すでに開発している集積所管理システムを導入し、都公社との電算結合を行う。</p>
5 現行処理および結合後の処理	<p>(1) 現行処理</p> <p>両清掃事務所ごとに設置されたスタンドアローンのパソコンで処理している。</p> <p>(2) 結合後の処理</p> <p>集積所情報は、指定端末を利用し、都公社のサーバと接続して集積所管理システムにより、各種処理を行う。</p>
6 送受信する項目	集積所設置者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
7 結合先	財団法人 東京都環境整備公社
8 個人情報の保護	<p>練馬区情報セキュリティポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。</p> <p>【区側】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・指定端末のみで入力等の作業を行う。 ・指定端末の利用は職員のみとし、パスワードを用いて管理する。 <p>【結合先側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都公社の保有するプライバシーポリシー（個人情報保護方針）と ISO27001 の要求事項に基づき、保護措置を講ずる。 ・個人情報データの送受信は専用線 LAN 相当の閉域システムによりセキュリティを確保する。 ・個人情報は、認証サーバにより、区と指定端末からのアクセスのみを許可する。 ・ID、パスワードにより端末利用者を管理する。 ・ウィルス対策ファイルを常に最新の状態となるよう、システム上管理する。
<p>9 添付資料</p> <p style="text-align: right;">省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務イメージ図（ごみ・資源収集） ・業務イメージ図（容器包装プラスチック回収業務）

資源回収事業に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(条例第 13 条関係)

1 件名	集団回収管理システムの開発および保守管理委託
2 委託内容	<p>区は効率的な資源回収と資源の分別に関する意識啓発等を図るため、区民が主体となって行う集団回収の支援を行っている。区民への周知を進めることで、集団回収団体は着実に増加しているところである。</p> <p>このような状況の中で、集団回収団体への支援の充実、報奨金支払い事務の効率化、増加していく登録団体への対応のために、実施団体の構成、規模、回収回数、回収箇所数、給付物品など様々な情報をデータ化し、今後の事業の適正な運営と充実を目指す。実施にあたっては、区が利用している粗大ごみ受付収集システムを有する財団法人東京都環境整備公社が、すでに開発している集団回収管理システムを基とすることで、低コストでセキュリティの高い運用が図られるため、同公社にシステムの開発および保守管理を委託する。</p>
3 委託先	財団法人 東京都環境整備公社
4 委託期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
5 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 資源循環推進課
6 個人情報の保護	練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条の規定に基づき、区・委託先間で「個人情報の保護および管理に関する特記事項」および「個人情報の取り扱いに関する覚書」を締結し、個人情報の保護を義務付ける。
7 取り扱う個人情報	団体代表者の氏名・住所・連絡先・金融機関名・口座番号、団体担当者の氏名・住所・連絡先等
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書（案） ・システム結合図 ・個人情報の取り扱いに関する覚書（案） ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取

	<p>扱いに関する特記事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公社概要・ プライバシーポリシー（個人情報保護方針）・ 集団回収のお知らせチラシ「集団回収で地域を元気にしよう」
--	--

資源回収事業に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(条例第 17 条関係)

1 事務事業名	資源回収事業に関する業務
2 所管課名	環境まちづくり事業本部 環境清掃部 資源循環推進課
3 実施予定年月	平成 22 年 4 月
4 事業目的	<p>区は効率的な資源回収と資源の分別に関する意識啓発等を図るため、区民が主体となって行う集団回収の支援を行っている。区民への周知を進めることで、集団回収団体は着実に増加しているところである。</p> <p>このような状況の中で、集団回収団体への支援の充実、報奨金支払い事務の効率化、増加していく登録団体への対応のために、実施団体の構成、規模、回収回数、回収箇所数、給付物品など様々な情報をデータ化し、今後の事業の適正な運営と充実を目指す。実施にあたっては、区が利用している粗大ごみ受付収集システムを有する東京都環境整備公社（以下「都公社」という。）が開発している集団回収管理システムを基とするため、都公社と電算結合を行う。</p>
5 現行処理および結合後の処理	<p>(1) 現行処理</p> <p>集団回収支援事務に伴う各種情報は、職員用パソコンにデータベースソフトを導入し、各種処理を行ってきた。</p> <p>(2) 結合後の処理</p> <p>集団回収支援事務に伴う各種情報は、指定端末を利用し、都公社のサーバと接続して集団回収管理システムにより、各種処理を行う。</p>
6 送受信する項目	団体代表者の氏名・住所・連絡先・金融機関名・口座番号、団体担当者の氏名・住所・連絡先等
7 結合先	財団法人 東京都環境整備公社
8 個人情報の保護	<p>練馬区情報セキュリティポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。</p> <p>【区側】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定端末のみで入力等の作業を行う。 ・ 指定端末の利用は職員のみとし、パスワードを用いて管理する。 <p>【結合先側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都公社の保有するプライバシーポリシー（個人情報保護方針）と ISO27001 の要求事項に基づき、保護措置を講ずる。 ・ 個人情報データの送受信は専用線 LAN 相当の閉域システムによりセキュリティを確保する。 ・ 個人情報は、認証サーバにより、区の指定端末からのアクセスのみを許可する。 ・ ID、パスワードにより端末利用者を管理する。 ・ ウィルス対策ファイルを常に最新の状態となるよう、システム上管理する。
9 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム結合図

外部委託に関する審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 21 年 12 月 1 日

2 適用理由

練馬区電波障害対策専用電話相談窓口業務委託は、外部委託に関する審議会事前一括承認基準の類型 5 に該当し、かつ事例の「各種健診、検査案内等の作成および発送ならびに電話受付案内業務」に類似すると判断したため、承認基準を適用した。

3 委託件名

練馬区電波障害対策専用電話相談窓口業務委託

< 委託内容 >

区立施設による電波障害対策終了に関する電話での問合せ対応を委託する。

4 委託先

東京都練馬区高野台 5 - 22 - 1

株式会社 ジェイコム東京

5 取り扱う個人情報の項目

住所、氏名、電話番号等

6 個人情報の保護

練馬区個人情報保護条例第 13 条および同施行規則第 6 条の規定に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付け、「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定めた。

7 添付資料 省略

- ・ 電波障害対策終了の周知活動実施計画
- ・ 練馬区電波障害対策終了のお知らせ
- ・ 電波障害対策終了の周知活動 イメージ図
- ・ 仕様書
- ・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項
- ・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項
- ・ 会社案内およびプライバシーポリシー

8 所管課

総務部 総務課

9 事例への追加

「電話受付案内業務」を事例に追加する。

別表3 外部委託に関する審議会事前一括承認基準への追加

類型5	事例
区が交付する資料に基づき、または受託者が受付した希望者に対して業務を行い、その結果を区に報告する。	<ul style="list-style-type: none">・ 各種健診、検査・ 福祉・保健サービス・ 各種研修、講座、教室、講習会・ 各種コンテスト、催し・ 旅行手続代行業務・ 廃棄物の収集、運搬・ 高齢者いきいき健康事業・ 各種健診、検査案内等の作成および発送ならびに電話受付案内業務・ <u>電話受付案内業務</u>